



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

新年のご挨拶

所長・弁護士 山下江

新年明けまして、おめでとうございます。



今年も午年。大草原を駆け抜ける馬のように、躍進、躍進と行きたいですね。

さて、企業様におかれましては、それぞれの事情がおありと思いますが、財務省の発表によりますと、法人税の税収は、平成21年を底に

昨年までの3年間増加をしているようで、今年もさらに増加することは間違いないようです。そして、アベノミクスの効果は、大企業のみならず中小企業にも波及を始めているようです。

他方で、資本主義経済の宿命である企業の倒産も続いております。

私たちは、引き続き企業様のご発展に寄与すると共に、倒産＝再スタートをも支援すべく業務を推進して行きたいと思っております。

また、昨年一気に吹き出た食の虚偽表示問題に象徴されるコンプライアンス(法令等遵守)問題も、企業の持続的発展のためには避けて通ることのできないものです。コンプライアンス経営のための研修等のお手伝いをさせてもらえればと思っております。

企業様が、それぞれチャレンジ精神を持って、新たな飛躍に挑戦され発展されることを祈念して、新年のごあいさつに代えます。

弁護士 ON・OFF

第 22 回

副所長・弁護士 田中 伸

私は幼いころからカープファンです。

リトルリーグや部活動での野球経験はありませんが、野球を観戦するだけでなく、プレーするのも好きなので、広島弁護士会野球部に所属しています。

我がチームの名称は、ブラウン監督時代のカープのキャッチフレーズ「ALL-IN」から取って「広島オーリンズ」。また、ユニフォームは、カープのビジター仕様。カープファンの私にとっては、喜びもひとしおです。

事務所報「海路」でも少し触れましたが、広島オーリンズは、昨秋、マツダスタジアムで開催された日弁連野球全国大会に出場しました。

私は、準決勝(対東京戦)の先発投手として、マツダスタジアムの真っ新なマウンドに立つことができ、忘れ得ぬ貴重な思い出になりました。ただ、試合は私が序盤に5点を取られて敗戦。チームメイトには申し訳ない限りです…。

今年の日弁連野球全国大会は岩手県で開催されます。厳しい予選を突破して、全国大会の舞台に立ち、借りを返したいと思っております。

この原稿を書いている最中に、サンフレッチェ広島が奇跡の逆転優勝を果たし、J1連覇を達成。広島町の街が盛り上がりました。

今年の秋は、サンフレッチェが3連覇を達成し、カープが悲願の日本一となって、広島が赤と紫に染まることを願っています。

我が広島オーリンズも全国制覇を目指して頑張ります。



日弁連野球全国大会 試合開始前のマツダスタジアム



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第22回

独占禁止法について（3）

不公正な取引方法（続き）

禁止されている「不公正な取引方法」の主要な類型について、前号に続き、述べていきます。

排他条件付取引

自社の商品と競合する商品（競争者の商品）は取り扱わないことを条件として取引することを言いますが、特にメーカーが卸売業者や小売業者に対して自社の製品だけと扱わせることを「専売制」と言います。

この場合すべてが違法となるのではなく、市場における有力なメーカーが流通業者に対し、競争品の取り扱いを禁止することによって、（メーカーの）新規参入者や既存の競争者が代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合に違法となります。

なお、「市場における有力なメーカー」というのは、一般的には、当該市場でのシェアが10%以上または順位が上位3位以内であることが一応の目安とされています。以下同様です。

再販売価格維持行為

メーカーなどが自社商品の小売り価格（メーカーから見ると再販売するときの価格）を定めて、取引先の小売業者にその価格で販売させることを「再販売価格維持行為」と言います。

メーカーが設定する小売希望価格が、流通業

者・小売業者に対する単なる参考として示されている限りは違法となるものではありません。しかし、メーカーが何らかの人為的な手段によって、流通業者・小売業者による販売価格を実質的に拘束しているような場合は違法となります。

例えば、メーカーが示した価格で販売しない場合に、流通業者・小売業者に対し、経済上の不利益を課したり、課すと示唆する場合は、実質的な拘束があり、再販売価格維持行為として違法になります。

ただし、書籍、雑誌など一定の商品に対しては例外もあります。



拘束条件付取引

メーカーと販売業者との商品販売契約において、メーカーが販売業者の事業活動について、販売価格以外について、条件をつけて取引することを「拘束条件付取引」と言います。

販売業者に対して課される条件としては、①販売地域の制限、②販売先の制限、③販売方法の制限の3つがあります。

これらは、直ちに独占禁止法違反となるものではなく、以下の場合に違法となります。



①販売地域の制限

市場における有力なメーカーが流通業者に対して一定の販売地域を割り当て地域外での販売を制限したり、地域外の顧客からの求めに応じた販売を制限することにより、当該商品の価格が維持されるおそれがある場合に違法となります。

②販売先の制限

例えば、メーカーが卸売業者に対して、安売りをすることを理由に、販売先である小売業者への販売をさせないというような場合に違法となります。

③販売方法の制限

商品の説明販売の指示、宅配の指示、品質管理条件の指示などについては、商品の安全性の確保、商標の信用性の維持など合理的な理由が認められ、かつ、他の販売先小売業者にも同等の条件が課されている場合には、問題はありません。しかし、販売方法の制限に違反した小売業者のうち、安売りをを行う者に対してのみ不利益を課すなど、販売方法の制限を隠れみのにして、小売価格、販売地域、販売先等の制限を課している場合には違法となります。

※バックナンバーをご入り用の方は、裏面の連絡先までお問い合わせください。

事務局コラム 第22回 「元旦の計は食にあり?!」 t. m

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

さてわたくし、食いしん坊のまめ茶人です。

昨年春先のこと。お茶のお師匠様のご縁で一杯のワインと出会いました。その一杯が運命の水車をコトリと回し、突然、そして次々と、美味しいものや素敵な仲間に出会うようになりました。

私にとって、美味しさに必要な要素は3つ。近くで採れた新鮮な食材と、大切な家族や仲間達、あと空っぽのお腹です。仕事に頭を悩ませ、時には走り、じたばたしたあとのごはんは格別！すなわちどんなストレスでも、ことお皿の上に乗かると最高のスパイスになってしまう可能性があるわけで…。こうなると、あらゆることがありがたく、感謝をする日々です。

休日には家族や仲間と、産直市に行くこともあります。パンや野菜などを買ってきては、先輩食いしん坊たちに習いながら(邪魔をしながら…?)料理をし、時にはせずにそのまま、いただくこと

を楽しんでいます。自分で包丁を握ることも増えました。和食が世界文化遺産に登録されましたが、和食に限らず日本には、そして広島には、美味しいものがたくさんです。もちろん、食後のお茶の一服は、感謝をこめて私に。

ところで、このコラムにのせる写真を選んでいたら発見してしまいました。母譲りの大切な振り袖と、大好きなお野菜の一皿がそっくり。この振り袖、今年の初釜でも袖を通す予定なのですが、お腹が鳴ったらどうしよう…。



季節野菜の一皿



母譲りの振り袖



法律事情なう

◆第10回記念！企業法務セミナー開催のご案内

当セミナー参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非ご活用ください。

※第10回を記念して、飲食付きの懇親会を同時開催します。

平成26年1月23日(木)

18:30～21:00

講師 所長・弁護士 山下江



“CSR 経営におけるクレーム対応のポイント
～社員と会社の信用を守る～”

会場:TOWANI(中区上八丁堀 4-1)

受講料:顧問会社様1名様につき 3,000円

一般 1名様につき 6,000円

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆FMちゅーピー「なやみよまるく～江さんの何でも法律相談～課外版」のご案内



山下江法律事務所所長の山下江が毎月第3水曜日18:30から、紙屋町のウエストプラザビル

で、座談会的法律相談を開催しています。

第10回:平成26年1月15日(水)

・過払い金・・・消費者金融から取り戻せますか？

・任意整理か自己破産か・・・迷っています

第11回:平成26年2月19日(水)

・会社を倒産して、夜逃げをしようと考えています

・倒産した会社から退職金はもらえるか？

☞詳細は、当事務所サイト(トップ)お知らせをご参照ください。

◆所長が和歌山県橋本市で高齢者向けに講演

去る10月9

日、所長が橋本市社会福



祉協議会主催の勉強会で、「シニアライフを楽しむための法律談話」と題し、講演講師を務めました。300人を超える方にご参加いただき、大変ご好評いただきました。詳しくは☞山下江のブログ 10/11 をご参照ください。

◆秘書部長が「エソールひろしま大学」で講座講師



去る11月30日、秘書部長で相続アドバイザーでもある今井絵美が、エソールひろしま

大学で、「自分の人生シナリオをスタートさせよ～自分の最後を誰に託す?～」と題し、講座講師を務め、高い評価をいただきました。

◆「経営革新等支援機関」に認定されました！

当事務所の所長山下江と副所長田中伸が、多様化・複雑化する経営課題を解決するための中小企業庁の「経営革新等支援機関」に認定されました！専門性の高いサービスを提供できるよう、日々研鑽に努めております。詳しくは☞山下江のブログ 12/12 をご参照ください。



◆所長のブログ「なやみよまるく」毎日更新中！

弁護士ブログランキングで全国1位を競っています。応援をよろしく願いいたします！

☞<http://7834-09.blog.so-net.ne.jp>



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652 / E-MAIL：info@law-yamashita.com

予約電話受付：7時～24時

相談時間：月曜 9時～21時（夜間相談有り）、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

